



ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

謹賀新年



所長交代のご挨拶



P1

新年明けましておめでとうございます。平素は弊事務所に対してひとかたならぬお引き立てを賜り、心より厚くお礼申し上げます。

この度、尾上誠一の後任といたしまして尾上会計事務所の所長に就任いたしました。

尾上会計事務所は、父尾上誠一が昭和41年に開業してから、今年で54年目となります。私がこの事務所に入ったのは平成9年の5月でしたので、もうかれこれ23年弱になります。

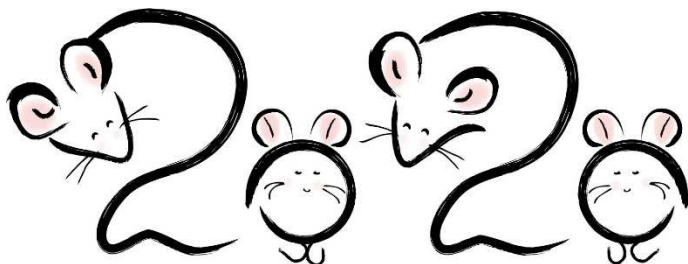
尾上誠一は、私の入所当時から、所内では、職員に対して常に口うるさく言っておりました。「監査や決算なんて、普通にできて当たり前。そんなもんどこの会計事務所でもできることや。」「赤字決算の申告書は、あと余命何年ですという死亡診断書を作ってるのと同じこと。そんなもん作ってもお客さんは喜んでくれへんて。」「お客様の存続発展なくして事務所の未来もないのは明らか。お客様の問題解決や成長発展のお手伝いができんと、何の役にも立たへんのや。」

50年余りを経過して、はたしてどこまでそれらを実践できてきたのかわかりません。事務所の規模としても、私が入所してからの20数年の間、結果としてほとんど変わっておりません。しかしながら、堅実で優良なお客様にも恵まれ、事務所全体としてのお客様の黒字決算割合は、事業者全体の平均値に比べましても、永年高い数字で推移しております。

今回所長を引き継ぐに当たり、事務所としてこれまでやってきたことは、決して間違っ
てはいなかったとの認識のうえで、その考え方や方針を継承して業務に当たって参りたい
と思います。まずは、お客様の問題解決と事業の発展を第一に考え、誠心誠意努力致しま
す。前任者同様 ご指導ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中をもって年頭と所長就任のご挨拶を申し上げます。

尾上会計事務所 所長 尾上かおり





情報

令和2年度税制改正大綱が発表されました！

P2

令和元年12月12日に、与党より「令和2年度税制改正大綱」が公表されました。以下に主要な改正点をまとめてみました。

個人所得課税

□未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用する。また寡婦（夫）控除について、寡婦に寡夫と同等の所得制限（所得500万円（年収678万円））を設ける。子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にする。（所得税：27万円⇒35万円、個人住民税：26万円⇒30万円）

□国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和5年分以後の所得税につき、留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く30歳以上70歳未満の成人について、扶養控除の対象にしないこととする。（個人住民税についても同様。）

法人課税

□少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

中小企業者等が少額減価償却資産（取得価額30万円未満の減価償却資産）を取得した場合に、一事業年度1年当たり300万円まで取得価額の全額を損金に算入することができる特例の適用期限が2022年3月31日まで延長される。ただし、対象法人について以下の見直しが行われる。
①対象法人から連結法人を除外する。②対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下（現行：1,000人以下）に引き下げる。

消費課税

□居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度の見直し

居住用賃貸建物（注1）の課税仕入れについて、仕入税額控除の適用を認めないこととする。なお、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については当該控除の対象とすることができる。

（注1）居住用賃貸建物とは、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産（一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいう。）に該当するものをいう。

□消費税の申告期限の延長

法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例を創設する。

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名 _____

TEL _____

FAX _____



医療費控除の注意点について

令和元年が終了し、給与収入が2,000万円以上ある方、給与以外の所得が20万円以上ある方などは令和2年3月16日までに確定申告が必要になります。今回はその中でも医療費控除について、特に誤りが多い項目を挙げてみたいと思います。

医療費控除はその年1月1日から12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合において、医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算した一定の金額(最高200万円)を所得から控除することができます。

【医療費控除の対象となる医療費】

- ・ 医師又は歯科医師による診療・治療の対価 → 健康診断費用は原則として医療費控除の対象になりません。
- ・ 入院などの際に使用する寝巻や洗面具などの購入費や医師、看護師に対するお礼は医療費に含まれません。
- ・ 治療目的で行う歯列矯正は対象となりますが、美容のために行うものは対象になりません。
- ・ 治療・療養に必要な医薬品の購入の対価 → 処方箋がなくても治療等に充てるためのものは該当しますが、健康増進のためのものは含まれません。
- ・ あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師、柔道整復師による施術 → 治療として受けるものに限りです。
- ・ 保険師、看護師、准看護師又は依頼した人による療養上の世話に対する対価(家族などに対するものは除かれます。)
- ・ 通院に要する交通費 → 原則として公共交通機関に限られます。公共交通機関が利用できない場合にはタクシー代が認められます。ガソリン代や駐車料金は認められません。

上記のうち、その年(1月1日から12月31日まで)に支払った医療費が前提となり未払のものは支払った年の医療費となります。

- ・ クレジットカード決済の場合は、信販会社が立替払をした年に医療費控除の対象になります。(金利や手数料は医療費控除の対象になりません。)
- ・ 生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定に基づき受け取る保険金や給付金がある場合には、その給付の対象となった医療費の額を限度として支払った医療費の額から控除します。確定申告の際に金額が未確定の場合には見込み額を計上し、確定後に差異が生じた場合は修正申告又は更正の請求が必要です。
- ・ ふるさと納税のワンストップ特例を選択された方が、医療費控除の適用を受ける場合には確定申告書にふるさと納税に係る寄付金控除も併せて申告する必要があります。

詳細につきましては監査担当者までお尋ねください。

(記事担当：松浦)

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL _____

FAX 079-288-0997

FAX _____